

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金

の積立て及び管理に関する法律案について(案)

平成17年2月22日

原子力委員会

原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律案が閣議決定されたとの報告を本日受け、当委員会は次のように考えるものである。

1. 原子力委員会は、現行の「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」において、核燃料サイクル技術については、供給安定性等に優れているという原子力発電の特性を技術的に向上させるとともに、原子力が長期にわたってエネルギー供給を行うことを可能とする技術であり、核燃料サイクルを推進することを国の基本的考え方とするとしている。
2. 本法案は、原子力委員会が示したこの方針に基づき、使用済燃料の再処理等を適正に実施するために必要となる資金を、安全性・透明性が担保された形であらかじめ確保するための措置を整備し、より包括的な制度に整えるものと理解する。
3. 原子力委員会としては、本法案に基づく措置により、原子力発電における使用済燃料の再処理等が適正に実施されるための制度が一層充実して整備されることになることを踏まえ、核燃料サイクルが一層着実に推進されることを期待する。なお、本法案に基づく措置については、国民との相互理解が十分なされることが重要であり、必要となる情報の国民への提供について関係者の適切な配慮を期待する。当委員会としてもこの措置の実施に関して状況の的確な把握のために適宜状況を聴取し、意見を述べて参りたい。